

## 鉄道事業者に工事を委託する場合の管理費の精算等について(国土交通大臣宛て)

内容の確認を適切に行っていなかった管理費等に対する国庫補助金等相当額(支出) 8200万円

指摘の背景となった鉄道事業者に橋桁の製作及び運搬を委託していた  
工事費に対する国庫補助金等相当額(支出) 5920万円

### 1 委託工事の概要

#### (1) 道路事業の仕組みと工事の実施

国土交通省は、道路法等に基づき、直轄事業又は補助事業等により道路事業を実施している。そして、道路に関する工事は、道路管理者又は都市計画法により都市計画事業を施行する者（以下、両者を合わせて「道路管理者等」という。）が行うこととなっている。しかし、道路と鉄道とが交差する箇所等で道路に関する工事を実施する場合は、鉄道の運転保安上等の理由により、道路管理者等が鉄道事業者に工事を委託して施行し、その費用を道路管理者等が負担するケースが多く見受けられる。

#### (2) 委託工事に係る費用負担

国土交通省は、委託工事費の負担を次のようにすることなどとしている。

(ア) 道路の新設若しくは改築又は鉄道の新設若しくは改良に関する工事により新たに道路と鉄道とを交差させる場合等においては、当該工事の計画者が交差に要する工事費の全額を負担する。

(イ) 委託工事に係る管理費の負担方法は、道路管理者等と鉄道事業者とが協議して定める。ただし、道路を立体交差化することなどにより既設の踏切道を除却する場合については、鉄道事業者は、管理費のうち、調査、設計及び監督に直接従事する職員の測量又は監督の旅費等の直接経費を道路管理者等に要求することができる。また、既設の踏切道を除却して新たに立体交差化を計画する道路（以下「計画道路」という。）の幅員が、既設の踏切道の幅員に対して著しく大きくなる場合については、鉄道事業者は、計画道路の幅員の程度に応じて、管理費のうち直接経費以外の経費である事務費の支払も道路管理者等に要求することができる。

(ウ) 踏切道の統廃合を行わずに踏切道の拡幅を実施する場合、拡幅に係る工事費及び拡幅部等の舗装修繕費は道路管理者が負担する。

#### (3) 委託工事の透明性の確保

委託工事の実施に当たり、道路管理者等は、鉄道事業者との間で、毎年度、当該年度内に施行する委託工事の内容、費用負担、費用の支払・精算等について定めた年度協定を締結するなどしている。国土交通省は、平成17年度決算検査報告における本院の指摘を踏まえ、委託工事に関する取組について、同省と鉄道事業者との間で申合せがなされたことから、鉄道事業者は、各年度協定に係る委託工事費の精算時に、道路管理者等に対して、鉄道事業者が発注した工事の請負契約及び工事の出来形等に関する精算関係資料を提出することなどとしている。そして、道路管理者等は、鉄道事業者から提出された精算関係資料により上記請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行い、各年度協定に係る委託工事費の精算を適切に行うことなどとしている。

### 2 本院の検査結果

21、22両年度に、委託工事で道路と鉄道との交差に係るもののうち、立体交差化を行うもの又は踏切道の拡幅を行うものについて、18道府県、7政令指定都市（以下「政令市」という。）、51市町村が補助事業等として実施した198件（委託工事費計373億6920万余円（国庫補助金等計203億1793万余円））を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 2県1政令市2市は、踏切道の除却を伴う立体交差化に係る委託工事を10件実施しており、鉄道事業者から提出された精算関係資料に基づき、管理費を計1億3484万余円（国庫補助金等相当額計7262万余円）として委託工事費の精算を行っていた。しかし、年度協定に係る委託工事費の精算時に管理費の内訳を確認することとされているのに、上記の道路管理者等は、鉄道事業者から管理費に係る詳細な根拠資料の提出を受けておらず、管理費の内訳等が直接経費又は事務費に該当するかなどについて確認していなかった。
- (2) 1県1政令市1市は、道路を高架とする立体交差化に係る委託工事を3件実施しており、橋桁の製作及び運搬を計1億2535万余円（国庫補助金等相当額計5920万余円）で鉄道事業者に委託していたが、橋桁の架設工事については、上記委託工事とは分離して、別途当該鉄道事業者に委託していた。しかし、こ線橋の橋桁の製作及び運搬については、通常、線路に近接していない場所で実施するものであるため、鉄道の運転保安上の支障を生じるおそれがないことから、鉄道事業者に委託することなく、自ら発注して通常の公共工事として実施することにより、委託工事に係る管理費の節減を図るとともに、契約の競争性等を確保することが可能であった。
- (3) 1県1政令市は、踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅に係る委託工事を6件実施しており、補助事業等の対象となる舗装修繕費の範囲について明確にされていなかったことから、鉄道事業者が要求した舗装修繕費計1742万余円（国庫補助金等相当額計937万余円）について、内容を確認しないまま委託工事費に含めてその費用を負担し、補助事業等の対象事業費としていた。しかし、その算定根拠について道路管理者等を通じて鉄道事業者を確認したところ、上記の舗装修繕費は、委託工事において実際に発生した工事費ではなく、工事完成後、踏切道の耐用年数の期間中にわたって将来発生するとされる当該拡幅部の舗装修繕に要する費用となっていた。

上記のように、補助事業等を実施する道路管理者等が、委託工事における管理費について、その内訳等を確認しないまま精算を行っていたり、こ線橋の橋桁の製作及び運搬について、自ら発注して実施することが可能であるのに鉄道事業者に委託していたり、踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅に係る委託工事の舗装修繕費について、内容を確認しないまま鉄道事業者が要求した額を委託工事費に含めて補助事業等の対象事業費としていたりしている事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

### 3 本院が求める是正改善の処置

国土交通省において、委託工事における管理費の精算等を適切に行うよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- (1) 管理費については、鉄道事業者に対し、管理費の根拠資料を道路管理者等に提出するよう指導するとともに、道路管理者等において、鉄道事業者に管理費の根拠資料の提出を求め、これに基づき管理費の内訳等を確認した上で精算を適切に行うこととするよう、地方整備局等を通じて都道府県等に助言すること
- (2) こ線橋の橋桁の製作及び運搬を架設と分離して実施する場合については、道路管理者等において通常の公共工事として自ら発注して実施することとし、やむを得ず鉄道事業者に委託する場合は、その理由を明確にするよう、地方整備局等を通じて都道府県等に助言すること
- (3) 踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅については、補助事業等の対象となる舗装修繕費の範囲について明確にするとともに、補助事業等の対象事業費とする舗装修繕費の内容を確認するよう、地方整備局等を通じて都道府県等に助言すること